

N P O 等による復興支援事業（交流会事業）

企画コンペ実施要領

令和 6 年 4 月

岩 手 県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「NPO等による復興支援事業（交流会事業）」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

I 事業の趣旨

県では、復興・被災者支援をはじめとした社会課題の解決に取り組むNPO等の運営基盤強化と、NPO等と企業をはじめとする多様な主体との相互理解を推進するため、本事業を実施します。

なお、この事業は県と受託者による協働事業とします。

II 事業の概要

1 業務名

NPO等による復興支援事業（交流会事業）

2 事業内容

県内NPO等と県外企業等との交流会（「マッチング交流会」）

事業の詳細は別添「NPO等による復興支援事業（交流会事業）業務仕様書」を参照します。

3 委託期間

契約締結の日（令和6年7月上旬を予定）から令和7年3月12日までとします。

なお、天災地変その他事情の変更により委託業務の継続が困難と判断したとき又は受託者による委託業務の実施が適当でないと認めるときは、契約の全部又は一部を解除することがあります。

4 委託料

上限額 1,500千円（税込）

なお、見積りに当たっては、消費税及び地方消費税の税率に相当する率を10%として算定してください。

III 参加要件

参加者は、下記に掲げる企画提案への参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、岩手県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

【参加資格の要件】

- (1) 参加者は、原則として岩手県内に事務所を有し、かつ岩手県内を中心に事業・活動を行っている単独の法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は左記2者以上で構成されるグループ（以下「グループ」という。）であること。なお、岩手県外に事務所を有する法人等がグループ構成員に加わり、岩手県内の法人等と連携して

参加することは可能とする。

- (2) 参加者が特定非営利活動法人の場合は、岩手県内に事務所を有し、特定非営利活動促進法第2条第1項に定める別表の19「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」に該当する活動を行う特定非営利活動法人であること。また、その特定非営利活動法人は、同法第29条で定める事業報告書等の提出を遅滞なく行っていること。
 - (3) 参加者がグループを含む任意団体の場合は、宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でなく、かつ、特定の公職者（候補者を含む）、または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
 - (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (6) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体に該当しないものであること。また、次の①～⑤のとおり。
 - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
 - ② 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していないこと。
 - ③ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていないこと。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していないこと。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (7) 企画提案書等の書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
 - (8) (7)までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月

- 9 日建振第281号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準 (平成18年 6 月 6 日建技第141号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準 (平成12年3月30日出総第24号) などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (9) 当業務の遂行に当たり、県の要請に随時応じ、迅速かつ円滑に事務処理ができること。

IV 実施要領等の交付及び質問の受付について

1 担当課

岩手県環境生活部若者女性協働推進室 (「Ⅷ 問合せ先」参照)

2 実施要領等の交付

企画提案に関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

- (1) トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) > 県政情報 > 入札・コンペ・公募情報 > コンペ > コンペ参加者募集情報
- (2) トップページ (<https://www.pref.iwate.jp>) > くらし・環境 > NPO・ボランティア・協働 > NPO等による復興支援事業 > 令和 6 年度NPO等による復興支援事業 > 令和 6 年度NPO等による復興支援事業 (交流会事業) 企画提案募集

【交付資料】

- ① 企画コンペ実施要領 (本書)
- ② 業務仕様書
- ③ 企画提案審査要領

3 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

(1) 受付期間

令和 6 年 4 月 15 日 (月) ~ 5 月 8 日 (水)

(2) 質問事項の提出

質問の内容を任意様式に簡潔にまとめ、メールにて提出してください。

(3) 受付

岩手県環境生活部若者女性協働推進室 (「Ⅷ 問合せ先」参照)

(4) 回答

質問に対する回答は、質問者にメールにて回答するほか、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、若者女性協働推進室ホームページにて随時公表します。

岩手県ホームページ [NPO・ボランティア・協働—NPO等による復興支援事業]

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/npo/fukkoushien/index.html>

4 説明会の開催

本事業に係る説明会は、開催しません。

V 企画提案書の提出

1 締切

令和6年5月15日（水）必着 ※持参の場合は午後5時必着

2 提出書類

次の書類を各7部（正本1部、写し6部）提出してください。

また、参加者がグループの場合は、企画提案書にグループの代表となる法人等の名称を明記してください。さらに、(5)～(9)についてはグループを構成する法人等の分も提出してください。

- (1) 「NPO等による復興支援事業（交流会事業）」企画提案書（様式1）
- (2) 「県内NPO等と県外企業等との交流会 企画提案書」（様式1-2）
- (3) 見積書（様式2）
- (4) 事業に関わるスタッフ一覧（様式3）
- (5) 組織等に関する調書（様式4）
- (6) 現年度の事業等に関する調書（様式5）
- (7) 役員名簿（様式6）
- (8) 宣誓書（様式7）
- (9) その他、法人等の事業状況等がわかる資料（ある場合のみ添付）

特定非営利活動法人の場合は、以下の書類も提出してください。

- ① 定款又は会則及び最新の総会議事録
- ② 直近の事業年度の事業内容及び収支内容がわかる書類
- ③ 現年度の事業年度の事業計画書及び収支予算書

3 提出方法

持参又は「簡易書留」で郵送してください。

電子メール又はFAXによる提出は認めません。

4 提出先

岩手県環境生活部若者女性協働推進室（「Ⅷ 問合せ先」参照）

5 参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがあります。

- ① 参加資格を有しない者から提出があった場合。
- ② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
- ③ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑤ 本募集要項に違反すると認められる場合。

(2) 提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽易なも

のを除く。) なお、提出書類は返却しません。

(3) 費用負担

参加に要する経費等は、参加者の負担とします。

(4) その他

参加者は、企画提案書の提出をもって、参加意思を確認したものとします。

VI 受託候補者の選定方法

本事業の受託候補者の選定に当たっては、提出書類の審査のほか、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力を総合的に評価して、受託候補者を選定します。

1 選定の機関

選定は、岩手県NPO等復興支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行います。

2 審査事項

参加者の企画提案書、組織等に関する調書、見積書等の関係書類に加え、企画提案内容についてのプレゼンテーションを行い、下記の選定基準により各委員が評価、得点化し、審査委員会で審議します。

- (1) 企画提案内容が的確であること。
- (2) 事業を実施することによる効果が期待されること。
- (3) 事業を適正かつ確実に実施する運営能力を有していること。
- (4) 事業の積算が妥当で提案内容と整合性がとれていること。
- (5) 県及び関係機関と連携する体制が構築されていること。
- (6) その他、特に優れた点があること。

3 審査委員会の開催

令和6年5月下旬～6月上旬（予定）

4 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果は、受託候補者を内定後、速やかに参加者に文書で通知します。電話等による問い合わせには応じません。
- (2) 審査結果は、県公式ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表します。

5 選定スケジュール

公募及び選定は、次の日程で行います。

項 目	日程（予定）
① 実施要領公表	4月15日（月）
② 企画提案書の提出期限	5月15日（水）持参の場合午後5時必着
③ 企画提案に係る審査委員会の開催 （プレゼンテーションあり）	5月下旬～6月上旬の間（調整中）

④ 審査結果の公表・受託候補者の決定	6月上旬
⑤ 事業実施（委託）期間	7月上旬～令和7年3月12日

VII 受託候補者決定後の契約について

県と受託候補者との間で、仕様書の内容等を協議の上、契約事務を取り進めます。
したがって、当初提出していただいた見積書の額が契約額とならない場合があります。

1 契約保証金

契約金額の100分の5以上の額とします。ただし、免除となる場合があります。

2 契約となった場合の委託料の支払方法

原則精算払いです。ただし、事業の執行計画等に応じて、部分払、前金払が可能となる場合があります。

VIII 問合せ先

岩手県環境生活部若者女性協働推進室連携協働担当（担当者：赤坂）

住 所 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1（県庁11階）

電 話 019-629-5198（直通）

F A X 019-629-5354

電子メール AC0006@pref.iwate.jp

※ 本事業は、内閣府の「NPO等の「絆力（きずなりょく）」を活かした復興・被災者支援事業実施要領」に基づき実施する事業です。